

「付着性粒子」との文言に関する明確性要件が争われた事例

東京地判令和7年12月17日（令和6年(ワ)第70064号）
（蚊類防除用エアゾール事件）

知的財産法研究会
レクシア特許法律事務所
弁護士・弁理士 山田 威一郎

1. はじめに

本件は、大日本除蟲菊株式会社が保有する蚊類防除用エアゾールに関する特許（特許第7026270号。以下「本件特許」という。）に関する特許権侵害訴訟であるが、東京地裁（民事第46部）は特許請求の範囲に記載された「付着性粒子」という文言が不明確であり、本件特許には、明確性要件違反の無効理由があると判示し、原告の請求を棄却した。

本件は、大日本除蟲菊株式会社（原告）、アース製薬株式会社（被告）という殺虫剤の分野における大手企業同士で争われた特許権侵害訴訟であることもあり、マスコミでも大きな注目を集めた訴訟であるが、東京地裁は、技術的範囲の属否や新規性、進歩性欠如の無効理由の判断に立ち入らずに、明確性要件違反のみで決着をつけている。

本評釈では、本件の事案の概要を整理し、判決の判断内容を引用した上で、本判決の明確性要件の判断の妥当性についての考察を行うこととする。

2. 事案の概要

(1) 本件特許の概要

本件特許は、屋内空間に噴射される蚊類防除用エアゾール及び蚊類防除方法の発明に関する特許である。

従来の蚊類防除用エアゾールは、微細な粒子を空中に浮遊させることで、飛翔中の蚊類を防除することを主眼としていたが、蚊類は、飛翔している時間よりも、壁面や床面、家具表面等の露出部に止まっている時間の方が長いという生態的特性を有する。本件特許発明は、この点に着目し、噴射されたエアゾール原液から形成される粒子のうち、少なくとも一部を、処理空間内の露出部に付着する粒子（付着性粒子）として形成させることで、長時間にわたる蚊類防除効果を実現した発明である。